

○小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

平成5年3月26日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年小牧市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設を要しない建築物)

第2条 条例第4条ただし書に規定する駐車施設を要しない建築物は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園とする。

(承認の申請)

第3条 条例第9条第2項の規定により駐車施設の設置の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、駐車施設／設置／変更／承認申請書正1通及び副2通にそれぞれ駐車施設調書及び別表に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(承認等の通知)

第4条 市長は、前条の規定によりなされた申請について、承認又は不承認を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出)

第5条 条例第12条の規定により、駐車施設の位置、規模等について、市長に届け出ようとする者は、駐車施設／設置／変更／届出書正1通及び副2通にそれぞれ駐車施設調書及び別表に掲げる図面を添付して市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときも、同様とする。（工事完了届）

第 6 条 前条の規定により届け出た者は、工事完了後、速やかに工事完了届 2 通を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第 7 条 条例第 1 2 条第 2 項の規定により、駐車施設の廃止について市長に届け出ようとする者は、駐車施設廃止届出書 2 通を市長に届け出なければならない。

(身分証明書)

条例第 8 条 条例第 1 3 条第 2 項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の廃止)

2 小牧市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（昭和 6 2 年小牧市規則第 2 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の小牧市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の規定によりなされた届出は、この規則の規定によりなされた届出とみなす。

附 則（平成 8 年規則第 1 8 号）

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 10 年規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 17 年規則第 39 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 12 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 72 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の市費補助金等の予算執行に関する規則、小牧市農業近代化資金利子補給金交付規則、小牧市危険物規制規則、消防法等施行規則、小牧市心身障害者扶助料支給条例施行規則、小牧市市民会館の管理に関する規則、小牧市中小企業退職金共済制度促進助成規則、小牧市消防救急業務取扱規則、小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則、小牧市租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則、小牧市火入れに関する条例施行規則、小牧市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則、小牧市身体障害者福祉法施行細則、小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則、小牧市道路管理規則、小牧市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則、小牧市議会政務活動費の交付に関する規則、小牧市都市景観条例施行規則、小牧市医療費の支給に関する条例施行規則、小牧市市民活動推進条例施行規則、小牧市定期外予防接種事故災害補償規則、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則、小牧市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、小牧市水道法施行細則、小牧市

家庭的保育事業等の認可及び実施に関する規則、小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則、小牧市火薬類取締法施行細則、小牧市地域協議会に関する条例施行規則及びこまき市民交流テラスの管理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙（小牧市危険物規制規則様式第2、小牧市市民会館の管理に関する規則様式第6及び様式第7並びにこまき市民交流テラスの管理に関する規則様式第8及び様式第9を除く。）は、改正後の市費補助金等の予算執行に関する規則、小牧市農業近代化資金利子補給金交付規則、小牧市危険物規制規則、消防法等施行規則、小牧市心身障害者扶助料支給条例施行規則、小牧市市民会館の管理に関する規則、小牧市中小企業退職金共済制度促進助成規則、小牧市消防救急業務取扱規則、小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則、小牧市租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則、小牧市火入れに関する条例施行規則、小牧市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則、小牧市身体障害者福祉法施行細則、小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則、小牧市道路管理規則、小牧市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則、小牧市議会政務活動費の交付に関する規則、小牧市都市景観条例施行規則、小牧市医療費の支給に関する条例施行規則、小牧市市民活動推進条例施行規則、小牧市定期外予防接種事故災害補償規則、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則、小牧市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、小牧市水道法施行細則、小牧市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する規則、小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則、小牧市火薬類取締法施行細則、小牧市地域協議会に関する条例施行規則及びこまき市民交流テラスの管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和7年規則第17号）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物、位置及び駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地、境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地、境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路及びその幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模及び各部の用途

別記様式(第8条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
職氏名	
	年 月 日生
上記の者は、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第13条の規定により、立入検査を行う職員であることを証明する。	
	年 月 日
小牧市長	印

(裏)

<p>1 本証は、建築物又は駐車施設の立入検査をする場合は、常時携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを提示しなければならない。</p> <p>2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 本証を損傷し、又は紛失したときは、理由を付して直ちに届け出なければならない。</p> <p>4 本証は、資格を失つたときは、直ちに返還しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(抜粋) (立入検査)</p> <p>第14条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>

備考 用紙の大きさは、縦64ミリメートル、横91ミリメートルとする。